

(第三部・本調査の諸注意・意義および若干の考察)

## 【定義について】 ———

こども食堂は、一般に「子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂」と定義されているが、公的な定義は存在しない。実態としても、その態様はきわめて多様である。名称も「地域食堂」「みんな食堂」「〇〇の家」など、必ずしも「こども食堂」という名称を冠しているとは限らない。参加者層も子どものみの場所から、親子参加を認めるところ、地域住民も自由に参加できるところなど、様々である（もっとも多いのは最後の「誰もが自由に参加できる地域交流拠点」）。

よって本調査では、何を「こども食堂」に含めるかは各自治体の申告に拠った。そのため、たとえば「食事も出している学習支援教室」が「こども食堂」にカウントされている自治体とカウントされていない自治体がありえる。また、夏休み等の長期休暇のみに開催されるこども食堂をカウントするかどうか、判断がわかれた可能性がある。

## 【数について】 ———

2012年に東京都大田区で始まったとされる「こども食堂」は、2015年ごろから報道量が増え、2016年に新聞社が「319箇所」と発表した。2018年4月にむすびえの前身団体である「こども食堂安心・安全向上委員会（代表・湯浅誠）」が「全国に少なくとも2,286箇所」と発表し、本調査は全国調査としては3度目となる。

今回、「全国に少なくとも3,718箇所」が確認できたことで、「こども食堂」は2016年比12倍、2018年比1.6倍と増え続けていることが判明した。

なお、許可・届出等の登録を必要としない純粋な民間の取り組みであるため、箇所数はあくまで「そこまで確認できた」数にすぎない。「少なくとも」という表現をつけているのはそのためである。実数はさらに多い可能性が高い。

## 【参加人数について】 ———

詳細なデータがそろっている滋賀県によれば、県下115箇所の「こども食堂」において、1

年間の開催回数は合計 1495 回（平均月 1.1 回）、参加人数（運営者・ボランティア含む）は全部で 50,830 名（うち子ども 28,750 名）だった。

これが全国平均であると仮定した場合、全国箇所数は滋賀県 115 箇所の 31.9 倍であるから、全国のこども食堂参加人数は以下のように推計される。

50,830 名（うち子ども 28,750 名）×31.9 倍=1,621,477 名（うち子ども 917,125 名）

よって、こども食堂の参加者は約 160 万人（子ども約 90 万人）と推計する。

## 【充足率について】 ———

「こども食堂」が子どもの貧困対策のためだけの場所であった場合、「こども食堂」の目指す究極の箇所数は 0 になることである。貧困の子どもがいなくなれば、不要な活動だからである。

他方、「こども食堂」が家庭や学校と異なる第三の居場所（サードプレイス）、地域住民の交流拠点としての機能も持っているならば、そこに人が生きて暮らしているかぎり、あったほうがいいものとなる。

私たちは後者の側面を等しく重視するため、「こども食堂は、すべての子どもにアクセス可能な場所にあるべき」と考え、アクセス可能性を小学校区に設定している。

そのため当座の目指す箇所数は全国の小学校数と同数の 19,892 箇所であり、その観点から充足率（こども食堂数÷小学校数×100）を算定している。

全国規模の充足率は(全国こども食堂数 3,718÷全国小学校数 19,892×100)=18.7%だが、都道府県別の充足率平均は 17.3%である。「実際に、各地域の子どもがアクセスできるか」という観点から、見出しには都道府県充足率平均値を採用した。

ただし、「こども食堂」の開催地住所を個別小学校区域に落とし込む精緻化作業はできていない。したがって、同一県内において A 小学校に 2 箇所、B 小学校に 0 箇所でも充足率は 100%と出てしまっている。精緻化作業は今後の課題とする。

同様に、都道府県単位ではなく市町村単位で見れば、充足率 100%を達成している自治体もある（兵庫県明石市など）。市町村単位でのより詳細な充足率の算出も、今後の課題とする。

## 【質について】 ———

蛇足ながら、本調査で言及していない「こども食堂」の質の問題にも言及しておきたい。

「こども食堂」は地域住民等が自らのリソースとリスクで着手する純粋民間発の取組みであり、その発展方向も、基本はそれぞれの運営者の個別の判断と意向に委ねられるべきものであり、他人がむやみに口出しすべきものではない。

対象を限定するかしないか、料金を徴収するかしないか、食事のみにするかプログラムも実施するか……それらは第一義的にはそこを主宰する運営者の意思と意向にのみ基づくべきで、多様性は等しく尊重されるべきである。

しかし「子ども」と「食」に関わる以上、自由度にも自ずと制約があり、食中毒の予防や事故への備えなど安心・安全の確保は、等しく担保されるべき質である。

その意味で「こども食堂」は木のようなものであり、“根”の安心・安全の部分は共通に担保されるべきだが、“枝”の部分は思い思いに自由に伸びていくことが望ましい。

ただし、“根”と“枝”を固定的・静的に捉えるべきでないことにも言及しておきたい。たとえば「防災」は、現在のところ十分に取組んでいる「こども食堂」は少数であり、すべての「こども食堂」に等しく求めることは現段階では不可能だが、場を運営するすべての者が必要な知見を備えておくべきとも言え、将来的には“根”にあたる取組みとなる可能性はある。気になる子ども・家庭への「個別支援」も同様である。

したがって質の問題は、自発性と多様性を生命線とする「こども食堂」とその運営者の意思と意向を最大限尊重しつつ、「こども食堂」の全国的な発展状況と合意形成に基づいて、慎重かつ意欲的に追求されるべきものとする。

----

(本件問合せ先)

NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

理事長 湯浅誠 (社会活動家・東京大学特任教授)

東京都代々木2-12-2

080-3022-4422、[kodomo@musubie.org](mailto:kodomo@musubie.org)

<http://www.musubie.org>